

市民活動・消費生活に関する情報をお届けします。

ライフパル通信

Contents //

市民活動コーナー
消費生活コーナー
ライフパルからのお知らせ



2018.2

Vol. 68



第41回 みんなの消費者大会



県市共同開催「NPOのためのノウハウを学ぼう!『ファンドレイジング』セミナー」



親子で学ぼう! おこづかいのこと



切り絵教室

市民活動コーナー

特定非営利活動法人 福祉コミュニティ KOUZAKI

団体からの情報

目的

神崎地域住民や大分市民に対して、環境保全・美化、住民相互の支えあい、子供と若い親世代の参画による活動を通し、楽しく憩え、安心して暮らすことができ、子どもたちの声が響きわたる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

メッセージ

交流拠点「みんなの家」を昨年3月に建設しました。ここで地域内外・世代を超えた交流を進めています。お互いに敬い、助け合う日常生活を実現しましょう。

イベントの案内

- 毎月第4金曜日 海岸清掃 「午前9時から1時間」
- 海岸バーベキューセット貸し出し
- みんなの家

オレンジカフェ「ハマユウ」

月2回 9時～14時 参加費300円

キッズカフェ「コチドリ」

第4土曜日 15時～18時
子ども200円 大人500円

カラオケ大会

第2土曜日13時～16時
第4日曜日19時～21時 参加費100円

囲碁会

第2・4水曜日13時～16時 参加費300円

※みんなの家の貸し出しの詳細は、お問い合わせください。

事業内容

- こうざき自然海浜公園整備及び関連地域の環境整備事業
- こうざき海水浴場運営事業
- 交流拠点管理運営と地域福祉支え合い事業
- その他地域振興に関する事業



こうざきBBQガーデン



小学生による海開き初泳ぎ



みんなの家



オレンジカフェの様子

法人連絡先

担当 稲生事務局長

大分市大字本神崎697-4

●電話 097-576-0053 ●Mail t-inao@hyper.ocn.ne.jp

NPO法人へのお知らせ (おいたNPO情報バンク「おんぼ」より)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成29年政令第300号。以下「施行期日政令」という。)が公布されました。

これにより、平成30年10月1日からは、毎年、貸借対照表の公告を行う必要があります。

<貸借対照表の公告に伴う定款変更について>

貸借対照表の公告を、現行の定款で定めている方法とは別の方法とする場合は、定款変更が必要となります。

まだ定款変更を行っていない場合は、平成30年10月1日までに定款変更の手続きを済ませてください。

定款変更
手続きの流れ

- 総会で定款変更を議決する

- 定款変更届を県に提出する

- 貸借対照表(H30.10.1現在における直近のもの)の公告を行う

内閣府 NPO ホームページをご参照ください。
<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>

お問い合わせ先 大分県消費生活・男女共同参画プラザ 県民活動支援室
TEL 097-534-2052 FAX 097-534-2057

新年度の ライフパル研修講座について

平成30年度も法人・団体の運営に役立つ講座・ネットワーク会議の開催を予定しています。その都度ご案内をお送りしますので、積極的な参加をお願いします。



ライフパルの
マスコットキャラクター
パルクン



気をつけよう！ 暮らしの注意情報

アパートなど賃貸住宅の敷金トラブル・退去トラブル

退去時に修繕費などの高額な料金を請求されて敷金が返金されなかったり、敷金を上回る修理代を請求された、などのトラブルが起こることがあります。



原状回復ガイドラインって何？

国土交通省が、借主の負担となる原状回復費用の範囲や算定の考え方を指針として作成し、公表しているもので、インターネットでも確認できます。

原状回復費用の負担については、賃貸契約書や請求内容を確認した上で、このガイドラインを参考に相手方とよく話し合いましょう。

ガイドラインによると、借主が負担しなければならないのは、故意、過失、その他通常の使用方法に反する使用による傷や汚れがある場合や、無断で改造したところがある場合などです。



敷金って何？

アパートなどの賃貸借契約の際に賃料の支払いなど借主の債務を担保するために入居時に借主が貸主に預ける金銭をいいます。



退去時に気を付けることは？

賃貸住宅から退去するときは、契約書に定められた期間内に申し出が必要です。また、退去に際しては、室内をきれいに清掃し、片付けて明け渡すことを心がけましょう。

退去時は必ず貸主（又は管理業者など）立ち会いのもとで現状をしっかりと確認しておきましょう。

パルクンからの
アドバイス！



- 契約するときは、賃貸借契約書をしっかりと読んで、納得のいく内容かどうか確認しましょう。
- 入居するときに傷や汚れなどがなければチェックして室内の様子を写真等の記録に残しておけば、退去時に見比べることができます。

消費生活教室を開催してみませんか？

募集中！

大分市市民活動・消費生活センターでは、自治会や老人会、ふれあいサロンなど地域の自主的な集まりの際に、講師を無料で派遣しております。



おすすめの講座



- 悪質商法の被害にあわないために
 - 振り込め詐欺防止対策について
 - マイナンバー制度に関連した不審電話
- これからのライフプラン
 - 高齢社会のお金と暮らし
 - エンディングノートについて

- 元気なうちに考えたい！ 相続・贈与・遺言
 - 遺言の基礎知識
 - 相続とは

その他、お聞きになりたいテーマなどございましたらご相談ください。

- 原則10名以上のグループが対象となります。
- 先着順のご案内となります。
- また、講師の調整等のため、開催の1カ月前までにお申し込みください。

まずはお電話でご希望の日時や講座内容等について、お気軽にお問い合わせください。



悪質商法、契約トラブルなどで困った時は、

消費生活相談専用電話

☎097-534-6145

なお、全国共通の3ケタの電話番号（消費者ホットライン「188」[いやや]）に電話して郵便番号を入力するなど行えばお住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

🔊 ライフパルからのお知らせ 🔊

ライフパル行事予定

手編みリフォーム教室	2月24日(土)・3月31日(土)・4月28日(土)・5月26日(土) 13時～15時
笑顔広がる折り紙教室	5月30日(水) 10時～12時、13時～15時
裂き織り教室	2月23日(金)・3月9日(金)・3月23日(金)・4月13日(金)・4月27日(金)・ 5月11日(金)・5月25日(金) 10時～12時、13時～15時
切り絵教室	3月17日(土)・5月19日(土) 13時～15時
おおいた市民活動ネットワーク会議	2月21日(水) 18時～20時
おもちゃ病院	3月4日(日)・4月1日(日)・5月6日(日) 10時～15時
野菜等朝市	久住野菜市／毎週水曜日・土曜日の9時頃～午前中 吉野野菜市／毎週金曜日の9時半頃～午前中 ゆうゆう朝市／木曜日の9時半頃～午前中(月3回)

参加してね!



団体募集のお知らせ

ゴールデンウィーク期間中に ウッドデッキを活用する団体を募集します

平成30年のゴールデンウィーク期間中（4月28日（土）～5月6日（日））にウッドデッキを使ってイベントや活動の公開、アピールなどをされるボランティア団体、市民活動団体、NPO法人の募集をしています。

※ライフパルに団体登録がない場合には、事前に登録が必要です。

ライフパルのホームページに掲載の「ご利用にあたっての注意事項」及び「企画書の様式」を確認していただき、お早目に一度ご相談ください。



ウッドデッキでのイベントの様子

ライフパル
Topics

団体情報ファイルを設置しました

ライフパルでは、1階フリースペース内にNPO法人等の「団体情報ファイル」を設置しました。



これは、市内で活動するNPO法人やライフパルの登録団体に対し、情報発信の機会を提供するとともに、社会貢献活動に関心のある市民の方にNPO法人やライフパル登録団体の情報を収集できる機会を提供することを目的としています。

NPO法人や登録団体の皆様には、昨年6月の実態調査の回答など、ファイル整備にあたって、ご協力をいただきありがとうございました。今後、このファイルを充実させるため、回答をいただいていない団体におかれましては、活動資料の提供をお願いします。

また、平成30年度も活動実態調査を実施する予定にしていますので、ご協力をお願いします。

アクセス
Map



■開館時間 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00

■休館日 月曜日（ただし、月曜日が祝日の場合は翌日）

■相談業務 ●NPO法人等の市民活動に関する相談
平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00

●消費生活に関する相談
毎週火～金曜日 9:00～18:00（受付） 土曜日 9:00～16:00（受付）
※日曜日、祝日は行っておりません。

消費生活相談専用電話 097-534-6145